

蚊を介する感染症の予防対策 ～蚊を増やさない・蚊に刺されない～



これから蚊が発生する季節を迎えます。蚊の吸血によって、デング熱やジカウイルス感染症などさまざまな感染症にかかる恐れがあります。

蚊が媒介する感染症にかからないためには、皆さん一人ひとりが、蚊を増やさない、蚊に刺されない対策をすることが重要です。

問合せ 健康福祉課 健康づくり担当
☎ 62-1233

○蚊を増やさないようにしましょう。

・蚊は、植木鉢の受け皿やプラスチック容器などに溜まった雨水など、小さな水たまりで発生するので、日頃から住まいの周囲の水たまりをなくすように心がけましょう。

○蚊に刺されないようにしましょう。

・屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊に刺されないよう注意しましょう。
・ジカウイルス感染症は胎児の小頭症との関連が指摘されていますので、特に流行地域へ渡航される妊婦のかたは、蚊に刺されないように徹底してください。

※蚊の活動は概ね10月下旬頃で終息します。

国民年金の加入手続きについて

日本に在住で厚生年金に加入していない20歳以上60歳未満のかたは、必ず国民年金へ加入しなければいけません。届出は加入するときだけではなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。

届出がされなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もあります。

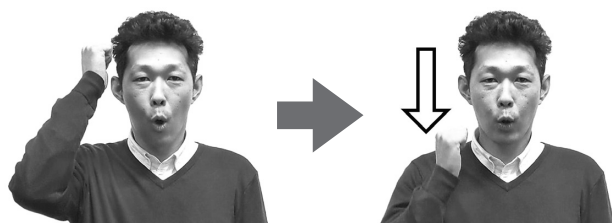
届出が必要なとき	異動の内容	届出先
20歳になったとき (厚生年金加入者を除く)	第1号被保険者となります。	町民生活課 保険年金担当 (窓口②)
退職したとき (60歳未満のかたで厚生年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。 (第3号被保険者に該当する場合を除く)	
配偶者に扶養されていたが、配偶者が 厚生年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者となります。	

【第1号被保険者】 自営業、学生など
【第2号被保険者】 厚生年金保険や共済組合の加入者
【第3号被保険者】 第2号被保険者に扶養されている
配偶者 (20歳以上60歳未満)

問合せ 秩父年金事務所 ☎ 27-6560
町民生活課 保険年金担当 ☎ 62-1232

み～んなと手で話そう 簡単手話入門⑥

今月のお題:【おはよう】



こめかみに当てた拳をそのまま下ろします。この表現には「朝」の意味もあります。

手話の動きを動画で確認することができます。
URL または QR コードからご覧ください。

<https://shuwa-chichibu.sakura.ne.jp/video/aist.php>



協力：ちちぶ広域聴覚障害者協会